

8

第8部

木材流通・販売

木材は、森林において素材（丸太）を生産する川上、素材を製材品に加工する川中を経て、川下の木材消費者に届けられます。

森林の管理経営に欠かせない間伐・主伐により生産された素材が、どのような流通経路を辿りどのように利用されているのかを知り、木材流通の効率的なシステムを選択することは、川上の採算性を上げ森林管理経営を持続的に行うために必要であると言えます。

そこでこの部では、フォレスターの皆さんに、どういった素材がどういった製材品になるのか、価格の動向はどうなっているのか等の概要や、それらの情報を得ることができるツールについて知っていただくことで、木材流通・販売に関する知識が、素材の生産に関する業務を行う際に極めて重要な情報の1つであることをしっかりと認識していただき、日頃から木材の需給状況にも関心を持っていただくことがねらいです。

第1章

国産材利用拡大の意義

日本の森林資源は、現在総蓄積が50億 m^3 で、平成27（2015）年時点の総成長量は年間約7,000万 m^3 となっており、一方で平成27（2015）年度の伐採立木材積は約4,400万 m^3 となっており、総成長量が伐採立木材積を上回っています。近年、木材自給率は8年連続で上昇しており、平成30（2018）年には36.6%と、昭和60（1985）年以来の水準まで回復しました。しかしながら依然、木材の国内需要の多くは輸入材に頼っている状況です。

一方で、地球温暖化防止が地球規模の重要な課題となっています。炭素を貯蔵する木質資源を木造住宅や建築物などとして利用し、街に言わば「第2の森林」（炭素の貯蔵庫）をつくっていくことや、木材を化石燃料の代替エネルギーとして利用していくことは、目指すべき脱炭素社会の実現に向けた重要な課題の1つと言えます。また、木材の利用に当たっては、それぞれの木材のライフサイクルコスト等も踏まえ、より環境負荷の少ない木材を選択し利用することも重要であることから、輸送過程や加工過程等における炭素排出量についても考慮する必要があります。

他方、森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるためには、「森林と木材利用のサイクル」「伐る→使う→植える→育てる」が重要であり、そのサイクルから産出された木材こそが再生産可能な資源と言えます。しかしながら、山村地域は過疎化、高齢化が進んでおり、放置される森林の増加や境界の不明確化などが進行することにより適切な森林施業が困難となることも想定されます。その結果、国土の保全、水源の涵養など森林のもつ公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されています。また、上述のように資源量としては充実してきている中で、適時に適切な森林施業を実施することを必要とする段階の森林も多く存在することから、公益的機能の確保の観点に加え、木材供給の観点からも、健全な森林の維持は重要な課題と言えます。

国産材を利用することは「森林と木材利用のサイクル」の維持に貢献することとなり、我が国に課せられた命題である脱炭素社会の形成の推進に繋がります。さらに、国産材の利用が進むことにより山元へ収益が還元されれば地域の林業生産活動および木材産業が活性化し、多面的な機能を発揮する健全な森林が育成されるとともに地域の活性化にも繋がることとなります。

木材を有効活用し、森林・林業の成長産業化に確実に繋げていくためには、需要拡大に向けた取

り組みとともに需要者側のニーズに応じた木材を安定的に供給できる体制を構築することが重要です。そのためには、公共建築物等への地域材の活用や未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大、木材輸出等を推進するとともに、生産された素材を、製材用・合板用・燃料用など適材適所で利用することにより、森林資源の価値を最大限に発揮させることが重要と言えます。

コラム

CLTなどの新たな木材需要の創出

我が国では、木材需要の約4割、国産材需要の半数が建築用材です。なかでも、建築物の木造率は住宅分野で高く、新設住宅着工戸数の約半分が木造となっています。さらに、木造のうち最も一般的な在来工法では、半数程度が中小の大工・工務店によって建てられています。このため、林野庁では、無垢製材品の活用に向けて、森林所有者から大工・工務店等の住宅生産者までの関係者が一体となって、消費者の納得する家づくりに取り組む「顔の見える木材での家づくり」を推進しています。また、付加価値の高い内装材や建具、家具等への無垢材利用を促進するための製品・技術の開発や普及に向けたPR活動等へ支援しています。

一方、今後、我が国の人口減少が見込まれる中、住宅分野における木材需要の伸びはあまり期待できません。このため、CLT（Cross Laminated Timberの略。直交集成板）をはじめとする新たな木材製品を活用し、中高層建築物や非住宅分野などの新たな木材需要を創出していく必要があります。

CLTの普及促進については、国土交通省と連携し様々な取組を行ってきました。平成28年4月までに、国土交通省において、CLTを用いた建築物の基準が整備され、個々の建物ごとに国土交通大臣の認定を受けなくても、CLT建築物を建てるできるようになりました。また、基準に基づいた仕様とすることで、3階建て以下等の一定の条件の下であれば防火被覆無しのいわゆる「あらわし」の形でCLTを用いて建てることが可能となりました。

このほか、CLTを活用した先駆的な建築物の建築等に対する支援や、都市部や中高層建築物での木材利用を進めるため、木質耐火部材の開発を行っています。

また、国産材の新たな需要先として期待されているのはCLTではありません。これまで輸入材が主体であった2×4材については、国産材が使われやすくなるようなJAS規格の見直しや技術開発に取り組むとともに、大径材製材需要の創出と高付加価値化に向け、大径材を活用した2×8や2×10材の開発、さらには、一般流通材による低コストラスを活用した店舗等の非住宅建築物の普及など、新たな製品・技術の開発を支援しています。

これらの新たな木材需要創出に向けた取組等により、バランスのとれた国産材需要拡大を図り、林業の成長産業化を目指しています。



写真8-1 スギのCLT



写真8-2 パネル化された2×10材



写真8-3 一般流通材を用いた低コストラス